

高崎市

第5次男女共同参画計画

概要版



計画策定の趣旨

高崎市では、平成13(2001)年に「高崎市男女共同参画計画(第1次計画)」を策定しました。平成21(2009)年4月には「高崎市男女共同参画推進条例」を施行、さらに、平成30(2018)年には「高崎市第4次男女共同参画計画(第4次計画)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んできました。

男女共同参画推進においては、依然として残る固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、あらゆる分野の女性の参画推進など多くの課題があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受けました。

このようななか、第4次計画の計画期間が令和4(2022)年度で終了することから、高崎市男女共同参画審議会の答申、また、令和3(2021)年度に実施した男女共同参画に関する「市民アンケート」・「事業所調査」の結果や第4次計画の評価を踏まえ、「高崎市第5次男女共同参画計画(第5次計画)」を策定しました。

計画の位置づけ

「高崎市男女共同参画推進条例」第9条に基づき、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する計画にあたります。

計画の期間

本計画の期間は、2023年度～2027年度までの5年間とします。

本計画で強調した視点

- 男女共同参画意識のさらなる浸透
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- 職業生活における女性の活躍推進
- 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

計画の基本目標

第4次計画の基本的な考え方を引き継ぎ、さらに男女共同参画施策を推進するため、次の3つの基本目標において施策を展開します。

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

計 画 の 体 系

基本目標	基本方針	基本課題（実施施策）	
Ⅰ 男女平等の 意識づくり	1 男女平等・ 男女共同参画の 意識づくり *1	(1)男女平等・男女共同参画の意識づくりのための啓発の展開 (2)事業所における男女平等・男女共同参画の取組の促進 (3)性の多様性に関する理解の促進	
	2 男女平等教育の推進	(4)学校教育等における男女平等教育の推進	
Ⅱ 男女共同参画 による社会 づくり	3 あらゆる分野に おける女性の参画拡大 *1	(5)附属機関等への女性の参画の推進 (6)事業所における女性の人材育成と登用の促進 (7)自営や起業における女性の活躍の促進	
	4 仕事と生活の両立支援 *1	(8)ワーク・ライフ・バランスの推進 (9)事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の推進	
	5 「働き方改革」・ 「柔軟な働き方」の推進 *1	(10)多様な働き方の促進と就労支援 (11)子育て支援・介護サービスの充実	
	6 地域活動等における 男女共同参画と支援	(12)地域活動・市民活動の運営等における男女共同参画の推進 (13)市民活動への支援とネットワークの促進	
	Ⅲ 安心して 暮らせる 環境づくり	7 あらゆる暴力の根絶 *2	(14)女性に対する暴力の根絶のための啓発 (15)配偶者等からの暴力被害者支援の充実
		8 自立支援の取組	(16)困難を抱えた人々が自立するための相談・支援体制の充実
9 防災分野における 取組の推進		(17)防災における男女共同参画の推進	

*1：女性活躍推進法に基づく推進計画

*2：DV防止法に基づく基本計画

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

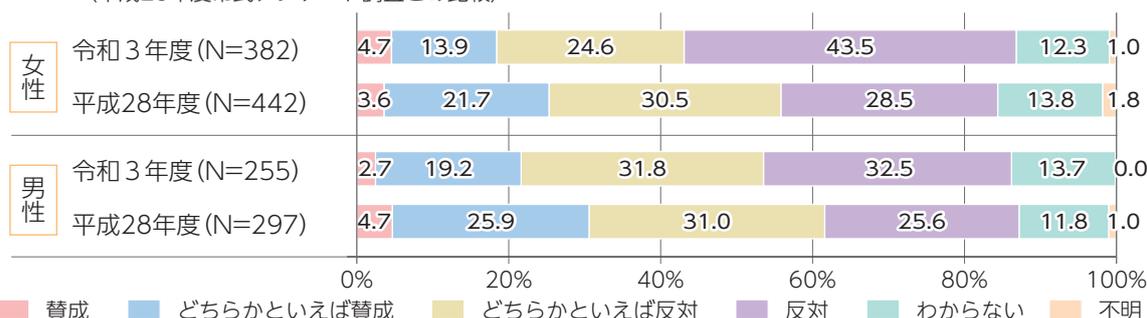
家庭や職場、学校などあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとられることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。

また、すべての人が性別にとらわれず個人として尊重される社会を実現するため、性の多様性を認識し理解を深めるための啓発を行います。

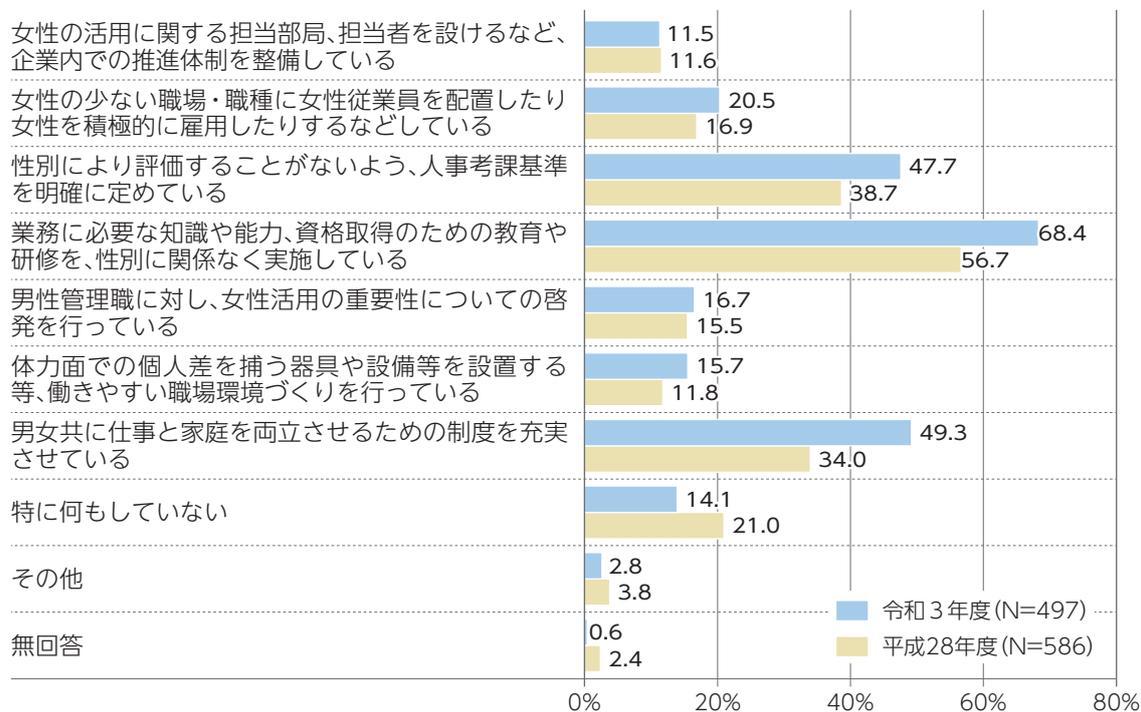
アンケート調査結果

(注) グラフ内の「N」の表記は、回答者数を表します。

市民 『夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思いますか』 (平成28年度市民アンケート調査との比較)



事業所 『あなたの事業所では、職場において、女性も男性も平等に働ける環境づくりに向けてどのようなことに取り組んでいますか』 (複数回答可) (平成28年度事業所意識調査との比較)



主な施策

- 意識啓発のためのセミナーなどの展開
- 広報紙などによる情報の提供
- 市の刊行物における表現の配慮
- 事業所に対する雇用の均等や待遇の確保、ハラスメント防止等の促進
- 性の多様性に関する理解の促進
- 幼稚園・小学校・中学校の教職員への意識啓発
- 保育関係者への意識啓発
- 児童生徒に対する啓発

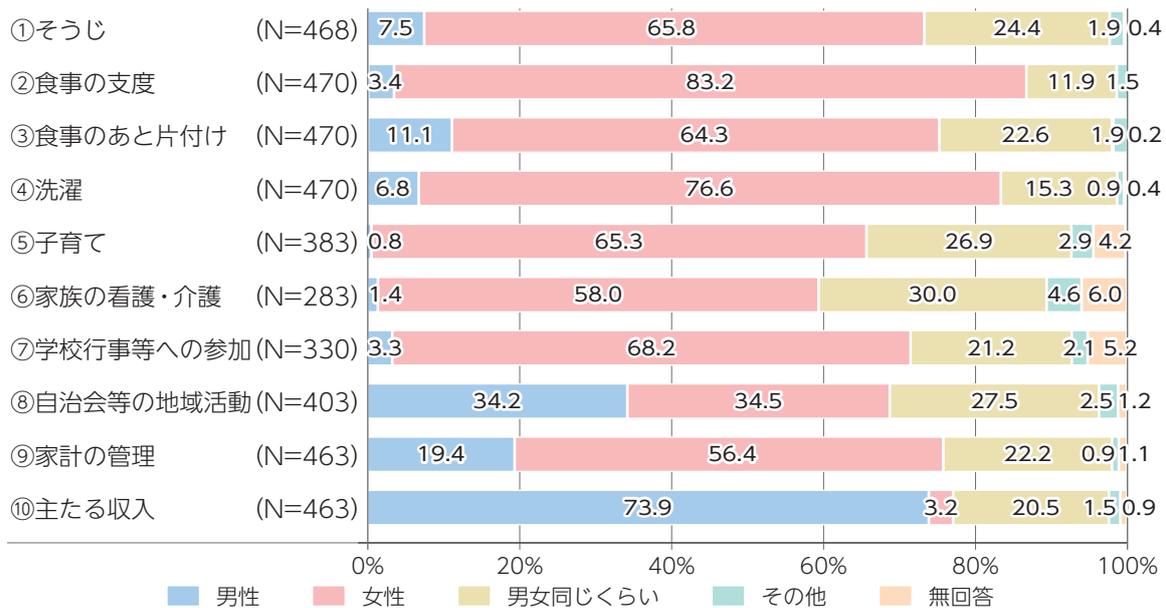
基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

社会における多様な問題に対処するためには、男女双方の意見が反映されることが重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を推進します。

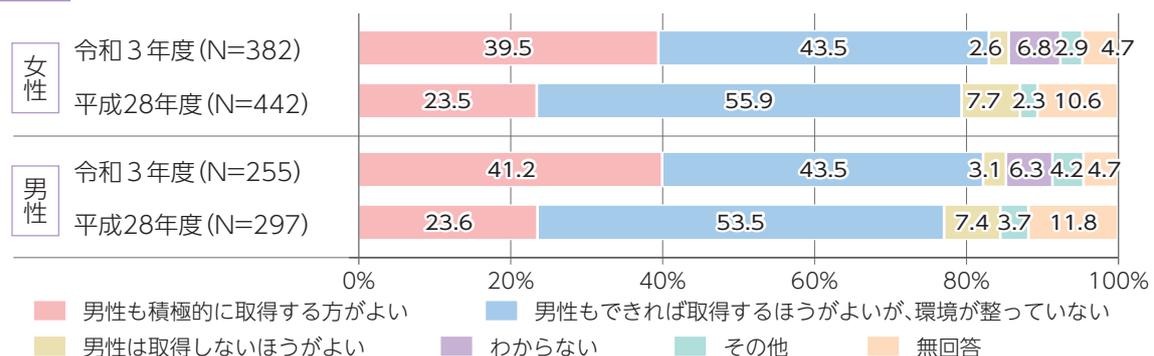
また、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを図り、子育て・介護の時間や地域、自己研鑽のための時間を確保できるよう、人生の各段階に応じた多様な生き方や働き方が選択できる社会づくりの推進に努めます。

アンケート調査結果

市民 『現在、結婚（事実婚を含む）されている方にうかがいます。
あなたの家庭では以下のような役割を主にだれが担っていますか。（それぞれ1つに○）』



市民 『男性の育児休業取得についてどう思いますか（1つに○）』（平成28年度事業所調査との比較）



主な施策

- 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成
- 男性の生活力・自活力を高めるための講座の開催
- 女性のワーク・ライフ・バランスを推進する講座の開催
- 育児・介護休業制度の周知と情報の提供
- 市役所職員の育児・介護に関する休暇及び休業取得の推進
- 審議会等附属機関への女性委員の登用の推進
- 事業所における女性の人材育成と登用の促進
- 創業支援セミナーの実施及び起業に関する情報の提供
- 多様な働き方に関する啓発
- 多様な保育サービスの提供
- 子育てに関する情報提供や相談・支援体制の充実
- 介護サービスの充実
- 高齢者サービスに関する情報提供や相談体制の充実
- 地域活動等における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、暴力の根絶を目指した啓発を行います。DV被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが関係機関・団体と連携し、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。

また、DVと児童虐待が密接に関連している事案もあることから、児童福祉機関との連携を強化します。

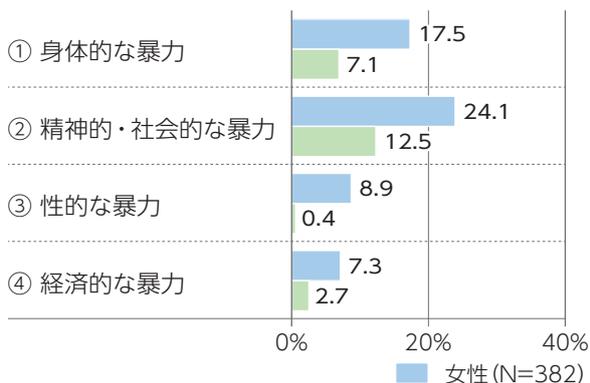
災害時には女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されにくいなどの指摘があるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進を図ります。

アンケート調査結果

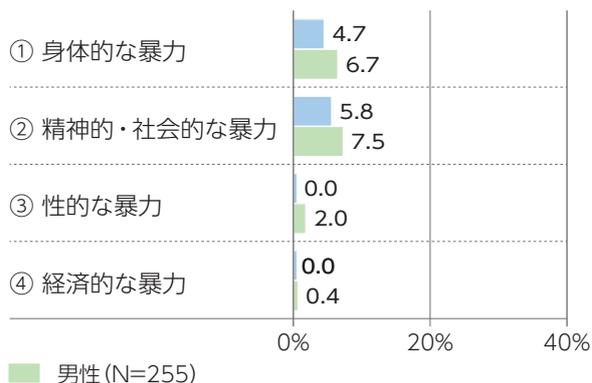
市民 『あなたはこれまでに恋人やパートナーから、次のようなことを「されたこと」や、「したこと」がありますか』

- ①身体的な暴力——なぐる、ける、物を投げつける、つきとばす、刃物でおどす等
- ②精神的な暴力・社会的な暴力——人格を否定するような暴言、長時間の無視、どなる、「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしょうなし」等の見下した発言、身の危険を感じるような脅迫、交友関係の監視や制限等
- ③性的な暴力——相手がいやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要等
- ④経済的な暴力——生活費を入れない、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる、家計の管理に関与させない、借金をさせてお金を取り上げる等

されたことがある

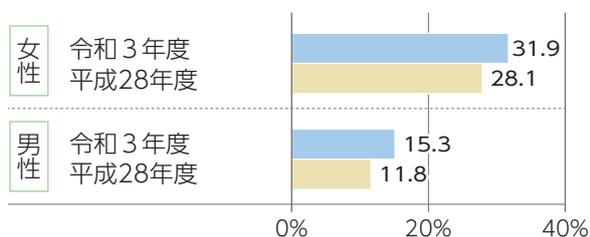


したことがある

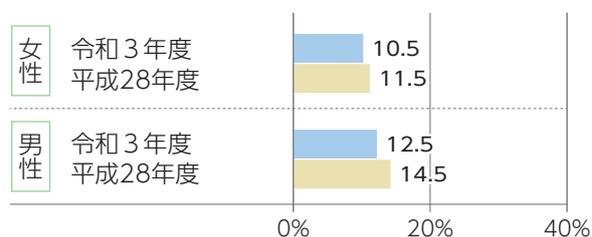


◆ 4種類の暴力のうち、ひとつでも経験のある人 (平成28年度市民アンケート調査との比較)

被害経験



加害経験



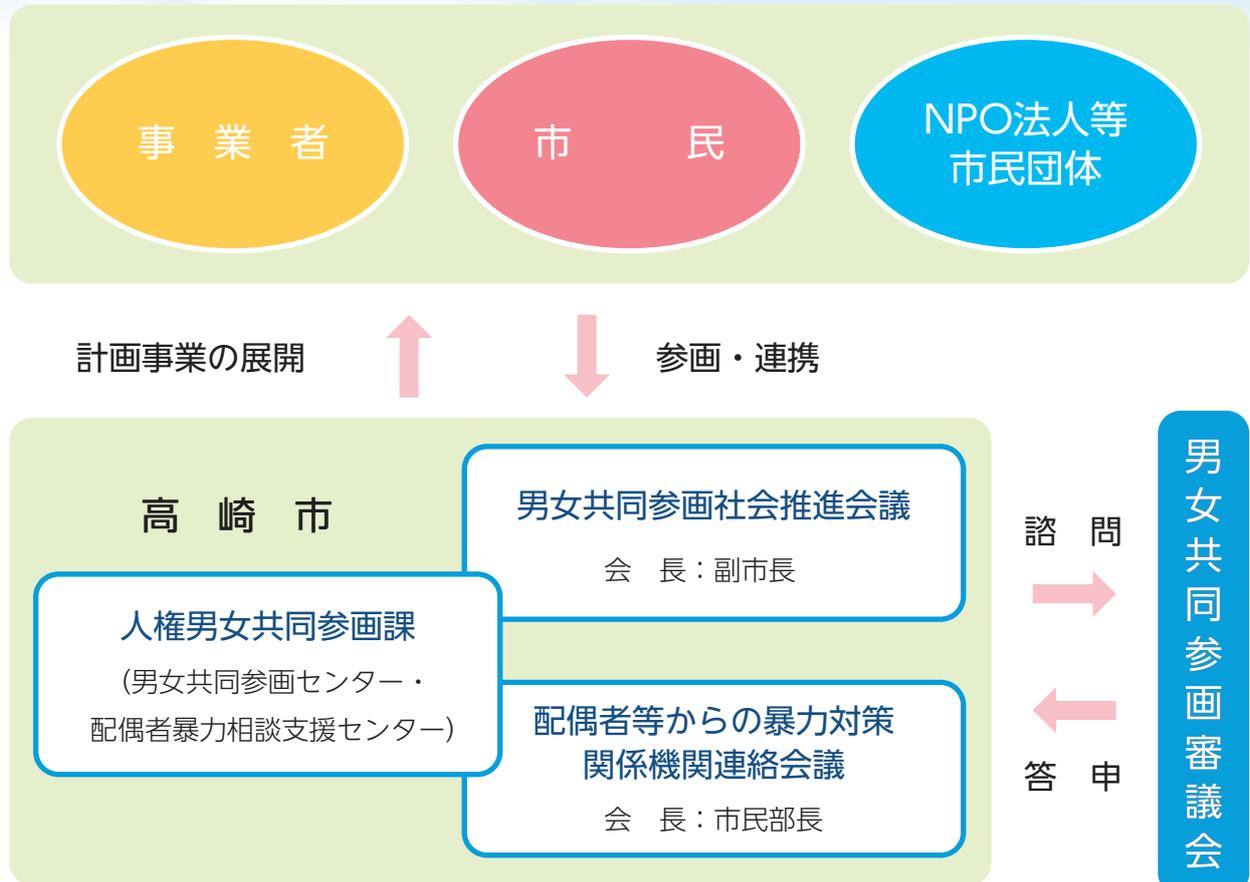
主な施策

- 女性に対する暴力の防止のための啓発活動の推進
- 若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発
- セクシュアル・ハラスメント防止対策の実施
- DV相談窓口の周知と被害者の早期発見
- 被害者の安全確保と自立のための支援の実施
- 男女共同参画相談の実施
- ひとり親家庭への支援の実施
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
- 地域防災活動における女性の参画の促進

推進体制

第5次計画を推進し着実に効果を上げていくために、定期的な計画事業の進捗状況の把握や評価を行い、必要な見直しを含め進行管理を行います。

また、男女共同参画センターは、男女共同参画の拠点施設として積極的な啓発活動と情報発信に努めるとともに、市民団体等と連携・協働しながら男女共同参画社会の形成を目指します。



男女共同参画センターは、足門町（群馬支所南）の市民活動センターソシアス内にあります。「女性と男性が互いに尊重し合い、いきいきと暮らしていける男女共同参画社会」の実現に向けて、講座の企画、情報提供、相談事業などを行っています。

男女共同参画社会の実現のために

男女の性別に関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現のためには、市の取組だけでなく、市民の皆さん・事業所・地域社会のご理解と行動が大切になります。皆さんも身近なことから始めてみませんか。

家庭では

- 家族一人ひとりの個性や考え方、生き方を尊重しましょう。
- 家族全員で、家事や育児、介護等を行い、支え合いましょう。
- 自分や家族の心や体のことを理解し、心身の健康づくりに努めましょう。



地域社会では

- 地域活動の運営や役員など、女性も積極的に参画できるような環境づくりをしていきましょう。
- 一人ひとりの生き方や考え方を尊重する地域にするため、地域の慣習や慣行などの見直しを試みましょう。



職場では

- 性別にかかわらず、一人ひとりが意欲や能力を十分に発揮できる職場環境をつくっていきましょう。
- 男女ともに育児休業や介護休業を利用しやすい環境づくりに取り組みましょう。



高崎市第5次男女共同参画計画 (概要版)

発行年月 2023年3月
発行 高崎市市民部人権男女共同参画課 男女共同参画センター
〒370-3531 群馬県高崎市足門町1669番地2
TEL : 027-329-7118 FAX : 027-372-3121
URL : <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>